

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年六月十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年三月奈良県条例第四十号）の施行期日は、令和七年六月十六日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。